

平成30年4月6日
警 察 庁

地方における規制改革（自動車の保管場所の確保等に関する法律）に関する検討
を求める事項に対する回答について

① 「当該申請書等を受ける都道府県警察が作成した様式でない申請書等又は保管場所使用承諾証明書が用いられているときであっても、当該申請等を適切に受理するよう指導する」ことができるのであれば、国家公安委員会規則又は課長通知で定められた書式等の使用に一本化するように指導することもできるのではないか。

また、国家公安委員会規則で定められた書式等を使わないことは法令違反にならないのか。

(回答)

1 申請書等の様式は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第1条第5項又は第3条第1項の規定に基づく別記様式第1号又は第2号により定められており、保管場所使用承諾証明書の様式は、通達により定められているところ、各都道府県においては、これまで、それぞれの自治体における財政状況や事務処理の実情を踏まえつつ、規則又は通達で定められた様式の範囲の中で、申請書等又は保管場所使用承諾証明書の様式に独自の付加等を施すことにより、申請等に係る事務の効率化を図っており、申請書等又は保管場所使用承諾証明書の様式に係る各都道府県警察の独自性を一切排除しようとすることは、各都道府県における事務の効率や申請者にとっての分かりやすさを害するものと考えている。

また、本年3月12日に全国知事会等から提出された「各府省の個別検討結果（案）に対する意見について」において、「国の通知等により統一様式等を普及するものについては、技術的助言であることを明確にし、各自治体の事情や意思に反して様式の統一を強制するものではないことを明確にすること。」との意見が盛り込まれている。

これらを踏まえると、御指摘のような指導を行うことは不適切であると考えている。

2 規則で定められた様式は、備考に「用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。」との規定があるものの、文字や記載欄の大きさ等についての定めはないところ、現在各都道府県警察が作成している様式は規則により記載すべきとされている事項が記載されるように作成されているものであるため、法令違反には当たらないと解される。

② 現在の書式等（各都道府県警察又は日本行政書士連合会が作成したもの）で申請等を行っている者への負担を考慮して、①の対応は難しいとしても、事業者負担の軽減を図るべく、国家公安委員会規則又は課長通知で定められた書式等の電子データを各都道府県警察に配布し、各都道府県警察の HP に掲載するよう指導すること等により、各都道府県警察が作成した書式等とこれらの書式等を対等に扱うよう徹底するような工夫は必要ではないか。

（回答）

規則又は通達で定められた様式のほか、日本行政書士連合会や個人が作成したものを含め、申請等を受理する警察署がある都道府県警察以外が作成した様式であっても、規則や通達に定められた様式に記載すべきとされている事項が全て記載されるように作成されているなど、規則や通達に定められた様式であると認められるものであれば申請等を受理するとともに、その旨を、窓口やホームページ等で広報するよう、都道府県警察に対し指示する予定である。